

## 令和四年内閣府令第五十六号

重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律施行規則

重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（令和三年法律第八十四号）及び重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律施行令（令和四年政令第三百八号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律施行規則を次のように定める。

（関係地方公共団体への通知事項）

第一条 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（以下「法」という。）第五条第五項（同条第六項の規定により注視区域の変更について準用する場合を含む。）及び第十二条第五項の内閣府令で定める事項は、指定の事由とする。

（命令の方法）

第二条 法第九条第二項に規定する命令は、別記様式第一の命令書により行うものとする。

（収用委員会に対する裁決申請書の様式）

第三条 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律施行令（以下「令」という。）第三条の内閣府令で定める様式は、別記様式第二のとおりとする。

（土地等売買等契約に係る届出）

第四条 法第十三条第一項の規定による届出は、別記様式第三の届出書を提出してしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、土地等に関する所有権を移転し又は所有権の取得を目的とする権利を移転若しくは設定しようとする者は、別記様式第四の届出書を提出して、土地等に関する所有権の移転又は所有権の取得を目的とする権利の移転若しくは設定を受けようとする者（以下「譲受け予定者等」という。）は、別記様式第五の届出書を提出して、それぞれ前項の届出をすることができる。

3 法第十三条第三項の規定による届出は、別記様式第六の届出書を提出してしなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、土地等に関する所有権を移転し又は所有権の取得を目的とする権利を移転若しくは設定した者は、別記様式第七の届出書を提出して、土地等に関する所有権の移転又は所有権の取得を目的とする権利の移転若しくは設定を受けた者（以下「譲受け予定者等」という。）は、別記様式第八の届出書を提出して、それぞれ前項の届出をすることができる。

第五条 法第十三条第一項第五号の内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

一 譲受け予定者等の国籍等（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。）（法人にあつては、その法人の設立に当たつて準拠した法令を制定した国）

二 譲受け予定者等が、法人であつて、次に掲げる者がその代表者であるもの又はそれらの者がその役員の過半数若しくは議決権の過半数を占めるものである場合は、その旨

ア 日本の国籍を有しない人

イ 外国政府、外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの又はそれらの代表者

ウ 外国の法令に基づいて設立された法人

三 土地等の利用の現況

四 契約予定日

2 法第十三条第三項の規定による届出に係る前項の規定の適用については、同項第一号及び第二号中「譲受け予定者等」とあるのは「譲受け者等」と、同項第四号中「契約予定日」とあるのは「契約が成立した日」と読み替えるものとする。

第六条 令第六条第三号の内閣府令で定める場合は、農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第三条第一項第一号（第四十六条第一項の規定によって所有権が移転される場合に限る。）若し

くは第十三号から第十四号の三まで又は農地法施行規則（昭和二十七年農林省令第七十九号）第十五条第二号に掲げる場合とする。

## 附則抄

（施行期日）

第一条 この府令は、法の施行の日（令和四年九月二十日）から施行する。

別記様式第一（第二条関係）

命令書		第 号				
殿		年 月 日				
内閣総理大臣						
命令を受ける者	氏名又は名称					
	住 所					
<p>上記の者に対し、重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律第9条第2項の規定により、下記のとおり命令する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1"> <tr> <td style="width: 15%;">命令の内容</td> <td></td> </tr> <tr> <td>命令をする理由</td> <td></td> </tr> </table>			命令の内容		命令をする理由	
命令の内容						
命令をする理由						

この命令に係る措置をとったことにより損失を受け、又は他人に損失を与えた場合、内閣総理大臣は、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償します。その損失の補償については、内閣総理大臣と損失を受けた者が協議しなければなりません。当該協議が成立しない場合においては、別記様式第二の裁決申請書を取用委員会に提出し、裁決を申請することができます。

また、この命令に係る措置によって土地等の利用に著しい支障を来すことにより、当該土地等に関する権利の買入れを希望する場合には、その旨を申し出ることができます。

## 別記様式第二（第三条関係）

## 裁 決 申 請 書

裁 決 申 請 者 住 所  
氏 名

相 手 方 住 所  
氏 名

重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律第10条第2項の規定による協議が成立しないので、下記により、裁決を申請します。

記

- 1 損失の事実
- 2 損失の補償の見積り及びその内訳
- 3 協議の経過

年 月 日

裁 決 申 請 者 住 所  
氏 名

殿

## 備 考

- 1 「損失の事実」については、発生の場所及び時期並びに勧告又は命令のあった日を併せて記載すること。
- 2 「損失の補償の見積り及びその内訳」については、積算の基礎を明らかにすること。
- 3 「協議の経過」については、経過の説明のほかに、協議が成立しない事情を明らかにすること。
- 4 裁決申請者又は相手方が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

## 別記様式第三（第四条関係）

## 土地等売買等届出書

年 月 日

内閣総理大臣 殿

届 出 者 住 所  
(譲渡し予定者等) 氏 名  
連絡先

届 出 者 住 所  
(譲受け予定者等) 氏 名  
国籍等  
(法人の場合) 代表者氏名 住所 電話番号  
連絡先

重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律第13条第1項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

## 1 土地等に関する事項

所在	面積（床面積）	利用の現況
<input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 建物	m <sup>2</sup>	
<input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 建物	m <sup>2</sup>	

- 2 所有権の種類・内容 所有権 の移転 (内容: )  
その他 ( )の移転 設定 (内容: )

## 3 利 用 目 的

4 契 約 予 定 日 年 月 日

備考

- 1 「譲渡し予定者等」とは、「土地等に関する所有権を移転し又は所有権の取得を目的とする権利を移転若しくは設定しようとする者」をいう。
- 2 「譲受け予定者等」とは、「土地等に関する所有権の移転又は所有権の取得を目的とする権利の移転若しくは設定を受けようとする者」をいう。
- 3 「氏名」の欄には、法人にあっては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 4 「国籍等」の欄には、法人にあっては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国を記載すること。
- 5 「法令第5条第1項第2号該当性」の欄は、譲受け予定者等が、法人であって、次に掲げる者かその代表者であるもの又はそれらの者がその役員の過半数若しくは議決権の過半数を占めるものに該当する場合は、「該当」にチェック（レ点記入）し、該当しない場合は、「非該当」にチェック（レ点記入）すること。
- ア 日本の国籍を有しない人
- イ 外国政府、外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの又はそれらの代表者
- ウ 外国の法令に基づいて設立された法人
- 6 「所在」の欄には、土地にあっては登記事項証明書に記載された所在及び地番を、建物にあっては登記事項証明書に記載された所在及び家屋番号を記載すること。
- 7 「面積（床面積）」の欄には、土地にあっては登記事項証明書に記載された地積を、建物にあっては登記事項証明書に記載された各階の床面積の合計を記載すること。
- 8 「利用の現況」の欄には、土地にあっては登記事項証明書に記載された地目（田、畑、宅地、山林等）を、建物にあっては登記事項証明書に記載された種類（居宅、店舗、共同住宅、事務所等）を参考に、利用の実態に即して、土地等の利用の現況を記載すること。
- 9 「所有権等の種別・内容」の欄は、該当する権利等にチェック（レ点記入）すること。
- 10 「利用目的」の欄には、権利の移転又は設定後における当該土地等の利用目的を記載すること。

別記様式第四（第四条関係）

土地等売買等届出書

年 月 日

内閣総理大臣 殿

届出者 住 所 \_\_\_\_\_  
 (譲渡し予定者等) 氏 名 \_\_\_\_\_  
 連絡先 \_\_\_\_\_

重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律第13条第1項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 当事者に関する事項

譲受け予定者等	住所	
	氏名	

2 土地等に関する事項

所在		面積（床面積）	利用の現況
<input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 建物		㎡	
<input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 建物		㎡	

3 所有権等種別・内容 所有権 の移転 (内容: )  
その他 ( )の移転 設定 (内容: )

4 契約予定日 年 月 日

## 備 考

- 1 「譲渡し予定者等」とは、「土地等に関する所有権を移転し又は所有権の取得を目的とする権利を移転若しくは設定しようとする者」をいう。
- 2 「氏名」の欄には、法人にあっては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 3 「譲受け予定者等」とは、「土地等に関する所有権の移転又は所有権の取得を目的とする権利を移転若しくは設定を受けようとする者」をいう。
- 4 「所在」の欄には、土地にあっては登記事項証明書に記載された所在及び地番を、建物にあっては登記事項証明書に記載された所在及び家屋番号を記載すること。
- 5 「面積（床面積）」の欄には、土地にあっては登記事項証明書に記載された地積を、建物にあっては登記事項証明書に記載された各階の床面積の合計を記載すること。
- 6 「利用の現況」の欄には、土地にあっては登記事項証明書に記載された地目（田、畑、宅地、山林等）を、建物にあっては登記事項証明書に記載された種類（居宅、店舗、共同住宅、事務所等）を参考に、利用の実態に即して、土地等の利用の現況を記載すること。
- 7 「所有権等の種別・内容」の欄は、該当する権利等にチェック（レ点記入）すること。

## 別記様式第五（第四条関係）

土地等売買等届出書

年 月 日

内閣総理大臣 殿

届出者 住 所 \_\_\_\_\_  
 (譲受け予定者等) 氏 名 \_\_\_\_\_  
 国籍等 \_\_\_\_\_  
 法人の組合員の場合第5条第1項第2号別記性  該当  非該当  
 連絡先 \_\_\_\_\_

重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律第13条第1項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

## 記

## 1 当事者に関する事項

譲渡し予定者等	住所	
	氏名	

## 2 土地等に関する事項

所在		面積（床面積）	利用の現況
<input type="checkbox"/> 土地		㎡	
<input type="checkbox"/> 建物			
<input type="checkbox"/> 土地		㎡	
<input type="checkbox"/> 建物			

3 所有権等の種別・内容  所有権 の移転 (内容: )  
 その他 ( ) の移転  設定 (内容: )

## 4 利 用 目 的

5 契 約 予 定 日 年 月 日

備考

- 1 「譲受け予定者等」とは、「土地等に関する所有権の移転又は所有権の取得を目的とする権利の移転若しくは設定を受けようとする者」をいう。
- 2 「氏名」の欄には、法人にあっては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 3 「国籍等」の欄には、法人にあっては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国を記載すること。
- 4 「存令第5条第1項第2号該当性」の欄は、譲受け予定者等が、法人であって、次に掲げる者がその代表者であるもの又はそれらの者がその役員の過半数若しくは議決権の過半数を占めるものに該当する場合は、「該当」にチェック（レ点記入）し、該当しない場合は、「非該当」にチェック（レ点記入）すること。
  - ア 日本の国籍を有しない人
  - イ 外国政府、外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの又はそれらの代表者
  - ウ 外国の法令に基づいて設立された法人
- 5 「譲渡し予定者等」とは、「土地等に関する所有権を移転し又は所有権の取得を目的とする権利を移転若しくは設定しようとする者」をいう。
- 6 「所在」の欄には、土地にあっては登記事項証明書に記載された所在及び地番を、建物にあっては登記事項証明書に記載された所在及び家屋番号を記載すること。
- 7 「面積（床面積）」の欄には、土地にあっては登記事項証明書に記載された地積を、建物にあっては登記事項証明書に記載された各階の床面積の合計を記載すること。
- 8 「利用の現況」の欄には、土地にあっては登記事項証明書に記載された地目（田、畑、宅地、山林等）を、建物にあっては登記事項証明書に記載された種類（居宅、店舗、共同住宅、事務所等）を参考に、利用の実態に即して、土地等の利用の現況を記載すること。
- 9 「所有権等の種別・内容」の欄は、該当する権利等にチェック（レ点記入）すること。
- 10 「利用目的」の欄には、権利の移転又は設定後における当該土地等の利用目的を記載すること。

別記様式第六（第四条関係）

土地等売買等届出書

年 月 日

内閣総理大臣 殿

届出者 住 所 \_\_\_\_\_  
 (譲渡者等) 氏 名 \_\_\_\_\_  
 連絡先 \_\_\_\_\_

届出者 住 所 \_\_\_\_\_  
 (譲受者等) 氏 名 \_\_\_\_\_  
 国籍等 \_\_\_\_\_  
 (法人の場合第5条第1項第2号該当性) 該当 非該当  
 連絡先 \_\_\_\_\_

重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律第13条第3項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 土地等に関する事項

所在		面積（床面積）	利用の現況
<input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 建物		㎡	
<input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 建物		㎡	

2 所有権等の種別・内容 所有権 の移転 (内容: )  
その他 ( )の移転 設定 (内容: )

3 利 用 目 的

4 契約が成立した日 年 月 日

5 事後届出事由 調停 和解 競売

## 備考

- 1 「譲渡者等」とは、「土地等に関する所有権を移転し又は所有権の取得を目的とする権利を移転若しくは設定した者」をいう。
- 2 「譲受者等」とは、「土地等に関する所有権の移転又は所有権の取得を目的とする権利の移転若しくは設定を受けた者」をいう。
- 3 「氏名」の欄には、法人にあっては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 4 「国籍等」の欄には、法人にあっては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国を記載すること。
- 5 「府令第5条第1項第2号該当性」の欄は、譲受者等が、法人であって、次に掲げる者がその代表者であるもの又はそれらの者がその役員を通半数若しくは議決権の過半数を占めるものに該当する場合は、「該当」にチェック（レ点記入）し、該当しない場合は、「非該当」にチェック（レ点記入）すること。
- ア 日本の国籍を有しない人
- イ 外国政府、外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの又はそれらの代表者
- ウ 外国の法令に基づいて設立された法人
- 6 「所在」の欄には、土地にあっては登記事項証明書に記載された所在及び地番を、建物にあっては登記事項証明書に記載された所在及び家屋番号を記載すること。
- 7 「面積（床面積）」の欄には、土地にあっては登記事項証明書に記載された地積を、建物にあっては登記事項証明書に記載された各階の床面積の合計を記載すること。
- 8 「利用の現況」の欄には、土地にあっては登記事項証明書に記載された地目（田、畑、宅地、山林等）を、建物にあっては登記事項証明書に記載された種類（居宅、店舗、共同住宅、事務所等）を参考に、利用の実態に即して、土地等の利用の現況を記載すること。
- 9 「所有権等の種別・内容」の欄は、該当する権利等にチェック（レ点記入）すること。
- 10 「利用目的」の欄には、権利の移転又は設定後における当該土地等の利用目的を記載すること。
- 11 「事後届出事由」の欄は、該当する事由にチェック（レ点記入）すること。

## 別記様式第七（第四条関係）

土地等売買等届出書

年 月 日

内閣総理大臣 殿

届出者 住 所 \_\_\_\_\_  
 (譲渡者等) 氏 名 \_\_\_\_\_  
 連絡先 \_\_\_\_\_

重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律第13条第3項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

## 記

## 1 当事者に関する事項

譲受者等	住所	
	氏名	

## 2 土地等に関する事項

	所在	面積（床面積）	利用の現況
<input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 建物		m <sup>2</sup>	
<input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 建物		m <sup>2</sup>	

3 所有権等の種別・内容 所有権 の移転 (内容: )  
その他 ( ) の 移転 設定 (内容: )

4 契約が成立した日 年 月 日

5 事後届出事由 調停 和解 競売

備考

- 1 「譲渡者等」とは、「土地等に関する所有権を移転し又は所有権の取得を目的とする権利を移転若しくは設定した者」をいう。
- 2 「氏名」の欄には、法人にあっては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 3 「譲受者等」とは、「土地等に関する所有権の移転又は所有権の取得を目的とする権利の移転若しくは設定を受けた者」をいう。
- 4 「所在」の欄には、土地にあっては登記事項証明書に記載された所在及び地番を、建物にあっては登記事項証明書に記載された所在及び家屋番号を記載すること。
- 5 「面積（床面積）」の欄には、土地にあっては登記事項証明書に記載された地積を、建物にあっては登記事項証明書に記載された各階の床面積の合計を記載すること。
- 6 「利用の現況」の欄には、土地にあっては登記事項証明書に記載された地目（田、畑、宅地、山林等）を、建物にあっては登記事項証明書に記載された種類（居宅、店舗、共同住宅、事務所等）を参考に、利用の実態に即して、土地等の利用の現況を記載すること。
- 7 「所有権等の種別・内容」の欄は、該当する権利等にチェック（レ点記入）すること。
- 8 「事後届出事由」の欄は、該当する事由にチェック（レ点記入）すること。

別記様式第八（第四条関係）

土地等売買等届出書

年 月 日

内閣総理大臣 殿

届出者 住 所 \_\_\_\_\_  
 (譲受者等) 氏 名 \_\_\_\_\_  
 国籍等 \_\_\_\_\_  
 (法人の場合) 第5条第1項第2号別記様式 〇該当 □非該当  
 連絡先 \_\_\_\_\_

重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律第13条第3項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

1 当事者に関する事項

譲渡者等	住所	
	氏名	

2 土地等に関する事項

	所在	面積（床面積）	利用の現況
□土地 □建物		㎡	
□土地 □建物		㎡	

3 所有権等の種別・内容 □所有権 の移転 (内容: \_\_\_\_\_)  
 □その他( \_\_\_\_\_ )の〇移転 □設定 (内容: \_\_\_\_\_)

4 利用目的

5 契約が成立した日 年 月 日

6 事後届出事由 □調停 □和解 □競売

## 備考

- 1 「譲受者等」とは、「土地等に関する所有権の移転又は所有権の取得を目的とする権利の移転若しくは設定を受けた者」をいう。
- 2 「氏名」の欄には、法人にあっては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 3 「国籍等」の欄には、法人にあっては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国を記載すること。
- 4 「府令第5条第1項第2号該当性」の欄は、譲受者等が、法人であって、次に掲げる者がその代表者であるもの又はそれらの者がその役員過半数若しくは議決権の過半数を占めるものに該当する場合は、「該当」にチェック（レ点記入）し、該当しない場合は、「非該当」にチェック（レ点記入）すること。
  - ア 日本の国籍を有しない人
  - イ 外国政府、外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの又はそれらの代表者
  - ウ 外国の法令に基づいて設立された法人
- 5 「譲渡者等」とは、「土地等に関する所有権を移転し又は所有権の取得を目的とする権利を移転若しくは設定した者」をいう。
- 6 「所在」の欄には、土地にあっては登記事項証明書に記載された所在及び地番を、建物にあっては登記事項証明書に記載された所在及び家屋番号を記載すること。
- 7 「面積（床面積）」の欄には、土地にあっては登記事項証明書に記載された地積を、建物にあっては登記事項証明書に記載された各階の床面積の合計を記載すること。
- 8 「利用の現況」の欄には、土地にあっては登記事項証明書に記載された地目（田、畑、宅地、山林等）を、建物にあっては登記事項証明書に記載された種類（居宅、店舗、共同住宅、事務所等）を参考に、利用の実態に即して、土地等の利用の現況を記載すること。
- 9 「所有権等の種別・内容」の欄は、該当する権利等にチェック（レ点記入）すること。
- 10 「利用目的」の欄には、権利の移転又は設定後における当該土地等の利用目的を記載すること。
- 11 「事後届出事由」の欄は、該当する事由にチェック（レ点記入）すること。